

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題

正解数	問
	／30問

事業者名	:	_____
受験者名	:	_____

【○×問題】

以下の各設問のうち、正しいものは「○」を、正しくないものは「×」を別紙の解答欄に記入してください。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、10年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、これを解任したときは、届け出る必要はない。
3. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。
4. 一般旅客自動車運送事業者は、やむを得ない理由のある場合は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてもよい。
5. 一般旅客自動車運送事業者は、正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないときは、国土交通大臣から1年以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがある。
6. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、

当該運賃及び料金の実施予定日の30日前までに運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。

7. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存しなければならない。
8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。
9. 旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡したときは、すみやかにその旨を家族に通知し、遺留品を保管しなければならない。
10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあつては、この限りでない。
11. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該自動車の乗務員の氏名を掲示する必要はない。
12. 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
13. 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあつては二年とする。（ただし、検査対象軽自動車は除く）

【三択問題】

以下の各設問の（ ）内に入る正しい語句を [] 内から選択し、別紙の解答欄に該当するアルファベットを記入してください。

14. 道路運送法の「旅客自動車運送事業」とは、（ ）に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。
[A. 自己の目的 B. 自治体等の要請 C. 他人の需要]

15. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の（ ）をしてはならない。
[A. 割引 B. 払戻し C. 割戻し]
16. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地（ ）その営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。
[A. のいずれもが B. のどちらかが C. に関係なく]
17. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の（ ）に努めなければならない。
[A. 向上 B. 維持 C. 確保]
18. 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）はその事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その（ ）前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
[A. 三十日 B. 六十日 C. 九十日]
19. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、（ ）かつ懇切な取扱いをしなければならない。
[A. 公平 B. 親切 C. 丁寧]
20. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している（ ）、適切な処置をしなければならない。
[A. 事業者のために B. 旅客のために C. 乗務員のために]
21. 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、事業用自動車の運転者の（ ）及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。
[A. 休憩時間 B. 勤務時間 C. 出勤時間]
22. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を（ ）により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。
[A. 乗務記録 B. 運行記録計 C. 運行指示書]
23. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において（ ）保存しなければならない。
[A. 六ヶ月間 B. 一年間 C. 三年間]

24. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時（ ）しておかなければならない。

[A. 確保 B. 選任 C. 募集]

25. 旅客自動車運送事業者は、（ ）以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。

[A. 六十歳 B. 六十五歳 C. 七十歳]

26. 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第48条各号に掲げる（ ）及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。

[A. 業務の適確な実行 B. 点呼の実施 C. 乗務員の研修]

27. 自動車の（ ）は、当該自動車が道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。

[A. 運転手 B. 所有者 C. 使用者]

28. 旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故であり、死者又は重傷者を生じた場合は、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、（ ）以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

[A. 十二時間 B. 二十四時間 C. 四十八時間]

【数字記入問題】

以下の各設問の（ ）にあてはまる数字を別紙の解答欄に記入してください。

29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎年（ ）月31日までに管轄する地方運輸局長及び地方運輸支局長に輸送実績報告書を提出しなければならない。

30. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の連続運転時間は（ ）時間を超えないものとする。

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題（解答）

- 1.（運送法8条）一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。（×）
- 2.（運送法22条の2）一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（×）
- 3.（運送法23条の5）一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。（○）
- 4.（運送法33条）一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。（×）
- 5.（運送法40条）一般旅客自動車運送事業者は、正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないときは、国土交通大臣から6ヶ月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがある。（×）
- 6.（運送法施行規則10条の2）一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の30日前までに運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。（○）
- 7.（運輸規則3条）旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存しなければならない。（○）
- 8.（運輸規則10条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。（○）
- 9.（運輸規則19条）旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡したときは、すみやかにその旨を家族に通知し、遺留品を保管しなければならない。（○）

10. (運輸規則28条) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、その経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。(○)
11. (運輸規則42条) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該自動車の乗務員の氏名を掲示しなければならない。(×)
12. (運輸規則47条の7) 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であって国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。(○)
13. (車両法第61条1項) 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあっては一年とする。(ただし、検査対象軽自動車は除く)(×)
14. (運送法2条) 道路運送法の「旅客自動車運送事業」とは、(C:他人の需要)に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。
15. (運送法10条) 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の(C:割戻し)をしてはならない。
16. (運送法20条) 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地(A:のいずれもが)その営業区域外に存する旅客の運送(路線を定めて行うものを除く。)をしてはならない。
17. (運送法22条) 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の(A:向上)に努めなければならない。
18. (運送法38条) 一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)はその事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その(A:三十日)前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
19. (運輸規則2条2項) 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、(A:公平)かつ懇切な取扱いをしなければならない。
20. (運輸規則18条) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している(B:旅客のために)、適切な処置をしなければならない。
21. (運輸規則21条1項) 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土

交通大臣が告示で定める基準に従つて、事業用自動車の運転者の（B:勤務時間）及び乗務時間を定め、当該運転者にこれを遵守させなければならない。

- 22.（運輸規則26条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を（B:運行記録計）により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。
- 23.（運輸規則26条の2）旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において（C:三年間）保存しなければならない。
- 24.（運輸規則35条）旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時（B:選任）しておかなければならない。
- 25.（運輸規則38条2項3号）旅客自動車運送事業者は、（B:六十五歳）以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。
- 26.（運輸規則48条の3）旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第48条各号に掲げる（A:業務の適確な実行）及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。
- 27.（車両法47条の2）自動車の（C:使用者）は、当該自動車道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。
- 28.（事故報告規則4条）旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故であり、死者又は重傷者を生じた場合は、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、（B:二十四時間）以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。
- 29.（報告規則2条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎年（5）月31日までに管轄する地方運輸局長及び地方運輸支局長に輸送実績報告書を提出しなければならない。
- 30.（改善基準告示）一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の連続運転時間は（4）時間を超えないものとする。